

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年 1月16日
<b>【発行者名】</b>	みずほ投信投資顧問株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 田中 慎一郎
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区三田三丁目 5番27号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	商品管理部長 三木谷 正直 連絡場所 東京都港区三田三丁目 5番27号
<b>【電話番号】</b>	03-5232-7700
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	A M P グローバル R E I T ファンド（みずほ S M A 専用）
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】</b>	上限1,000億円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年9月10日付をもって提出した有価証券届出書（平成25年1月4日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、ファンドの名称を変更すること等に伴ない、訂正すべき事項がありましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

## 2 【訂正の内容】

### 第一部 【証券情報】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### (1) ファンドの名称

< 訂正前 >

AMPグローバルREITファンド（みずほインベスターズSMA専用）  
(以下「当ファンド」といいます。)

< 訂正後 >

AMPグローバルREITファンド（みずほSMA専用）  
(以下「当ファンド」といいます。)

### 第二部 【ファンド情報】

#### 第1 【ファンドの状況】

##### 1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_は訂正部分を示します。

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

< 訂正前 >

主としてMHAMグローバルREITマザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じ、日本を除く世界各国の外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）および外国金融商品市場に準ずる市場に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

< ファンドの特色 >

（略）

（略）

社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

（略）

< 属性区分 >

（略）

（注1）（略）

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（注3）（略）

（注4）当ファンドのマザーファンド（MHAMグローバルREITマザーファンド）は、ファンド・オブ・ファンズ（社団法人投資信託協会による「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。）の形態で運用を行います。

<訂正後>

主としてMHAMグローバルREITマザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じ、日本を除く世界各国の外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）および外国金融商品市場に準ずる市場に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<ファンドの特色>

（略）

（略）

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

（略）

<属性区分>

（略）

（注1）（略）

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（注3）（略）

（注4）当ファンドのマザーファンド（MHAMグローバルREITマザーファンド）は、ファンド・オブ・ファンズ（一般社団法人投資信託協会による「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。）の形態で運用を行います。

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

平成18年6月1日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

<訂正後>

平成18年6月1日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

平成25年1月16日 ファンドの名称を「AMPグローバルREITファンド（みずほインベスターズSMA専用）」から「AMPグローバルREITファンド（みずほSMA専用）」に変更

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

当ファンドの運営の仕組み

（略）

ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「MHAMグローバルREITマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

### ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

委託会社の概況

(略)

<訂正後>

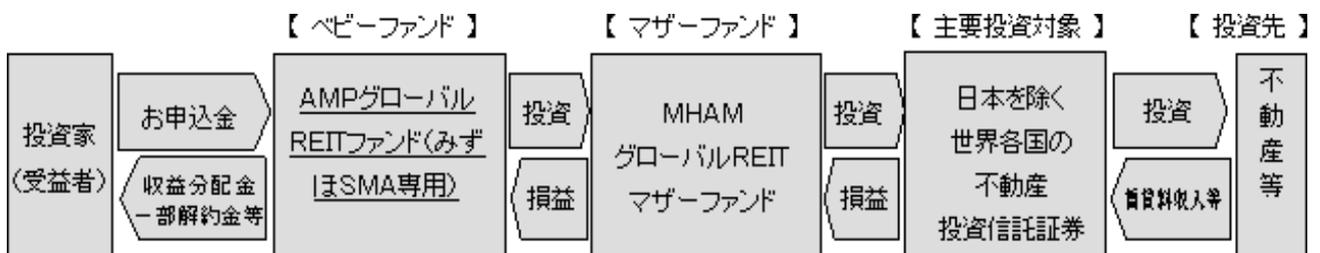
当ファンドの運営の仕組み

(略)

ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「MHAMグローバルREITマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

### ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

委託会社の概況

(略)

## 2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

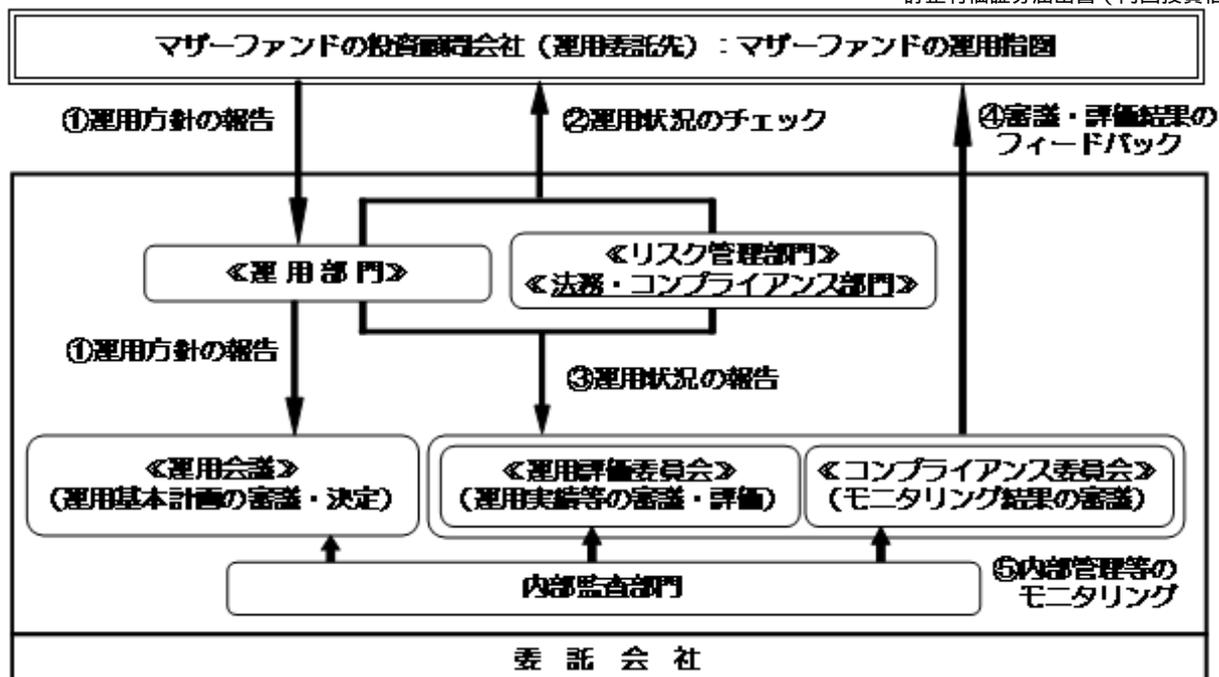
下線部\_\_\_は訂正部分を示します。

### (3) 運用体制

<訂正前>

意思決定プロセス

(中略)

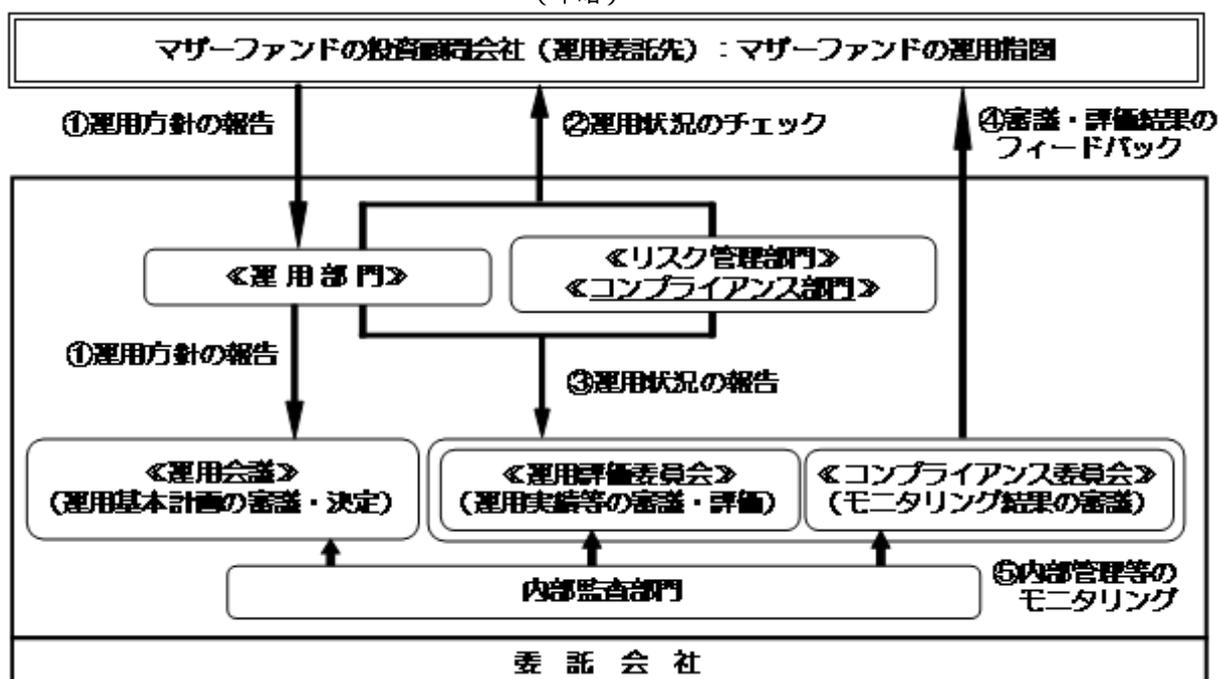


- 1.（略）
2. 委託会社の運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、投資顧問会社の運用状況についてチェックを行います。
3. 運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、2.の結果を踏まえて「運用評価委員会」および「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。
- 4.（略）
5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成24年6月末現在4名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。  
 なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。  
 （以下略）

＜訂正後＞

意思決定プロセス

（中略）



- 1.（略）
2. 委託会社の運用部門、リスク管理部門およびコンプライアンス部門は、投資顧問会社の運用状況についてチェックを行います。

3. 運用部門、リスク管理部門およびコンプライアンス部門は、2.の結果を踏まえて「運用評価委員会」および「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。
4. (略)
5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成24年11月末現在4名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。  
なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。  
(以下略)

### 3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_は訂正部分を示します。

#### (2) リスク管理体制

<訂正前>

当ファンドが主要投資対象とする「MHAMグローバルREITマザーファンド」において円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けたAMPキャピタル・インベスターズは、以下の体制によりマザーファンドのリスク管理を行います。

AMPキャピタル・インベスターズでは、リスク管理/コンプライアンス部門が、リスク管理に携わっています。

リスク管理/コンプライアンス部門は、パフォーマンスの要因分析ならびに運用目標からの乖離状況など、常時モニタリングを行い、必要があれば、運用部門に指示や対応策を伝えます。

投資レビュー委員会ではポートフォリオのリターンとリスクの測定・分析、ポートフォリオ全体の構成チェック、リスク管理及びコンプライアンスの遵守状況の確認などを行うことにより、ファンドのリスク管理を実践します。

みずほ投信投資顧問においては、AMPキャピタル・インベスターズからのコンプライアンス・レポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理し、かつリスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、パフォーマンスの分析・評価を実施します。

また、法務・コンプライアンス部門が、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

なお、これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、必要に応じてAMPキャピタル・インベスターズへの注意・勧告などを行います。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

<訂正後>

当ファンドが主要投資対象とする「MHAMグローバルREITマザーファンド」において円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けたAMPキャピタル・インベスターズは、以下の体制によりマザーファンドのリスク管理を行います。

AMPキャピタル・インベスターズでは、リスク管理/コンプライアンス部門が、リスク管理に携わっています。

リスク管理/コンプライアンス部門は、パフォーマンスの要因分析ならびに運用目標からの乖離状況など、常時モニタリングを行い、必要があれば、運用部門に指示や対応策を伝えます。

投資レビュー委員会ではポートフォリオのリターンとリスクの測定・分析、ポートフォリオ全体の構成チェック、リスク管理及びコンプライアンスの遵守状況の確認などを行うことにより、ファンドのリスク管理を実践します。

みずほ投信投資顧問においては、AMPキャピタル・インベスターズからのコンプライアンス・レポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理し、かつリスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、パフォーマンスの分析・評価を実施します。

また、コンプライアンス部門が、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

なお、これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、必要に応じてAMPキャピタル・インベスターズへの注意・勧告などを行います。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

#### 4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_は訂正部分を示します。

##### (5) 課税上の取扱い

<訂正前>

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

##### 1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成24年12月31日まで	7%	-	3%	10%
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

##### 2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成24年12月31日まで	7%	-	7%
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額

が復興特別所得税として徴収されます。

収益分配時における課税上の取扱いについて

（略）

個別元本について

（略）

上記の内容は平成24年6月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

<訂正後>

## (5) 課税上の取扱い

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

### 1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

### 2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

収益分配時における課税上の取扱いについて

(略)

個別元本について

(略)

上記の内容は平成24年10月末日現在の税法によるものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 第2 【管理及び運営】

### 3 資産管理等の概要

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_は訂正部分を示します。

#### (1) 資産の評価

< 訂正前 >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

上場不動産投資信託証券：計算日における取引所の最終相場（終値）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

(略)

< 訂正後 >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

上場不動産投資信託証券：計算日における取引所の最終相場（終値）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

(略)

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(1) 資本金の額

(略)

(2) 会社の機構(平成24年6月末日現在)

会社の組織図



する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

（略）

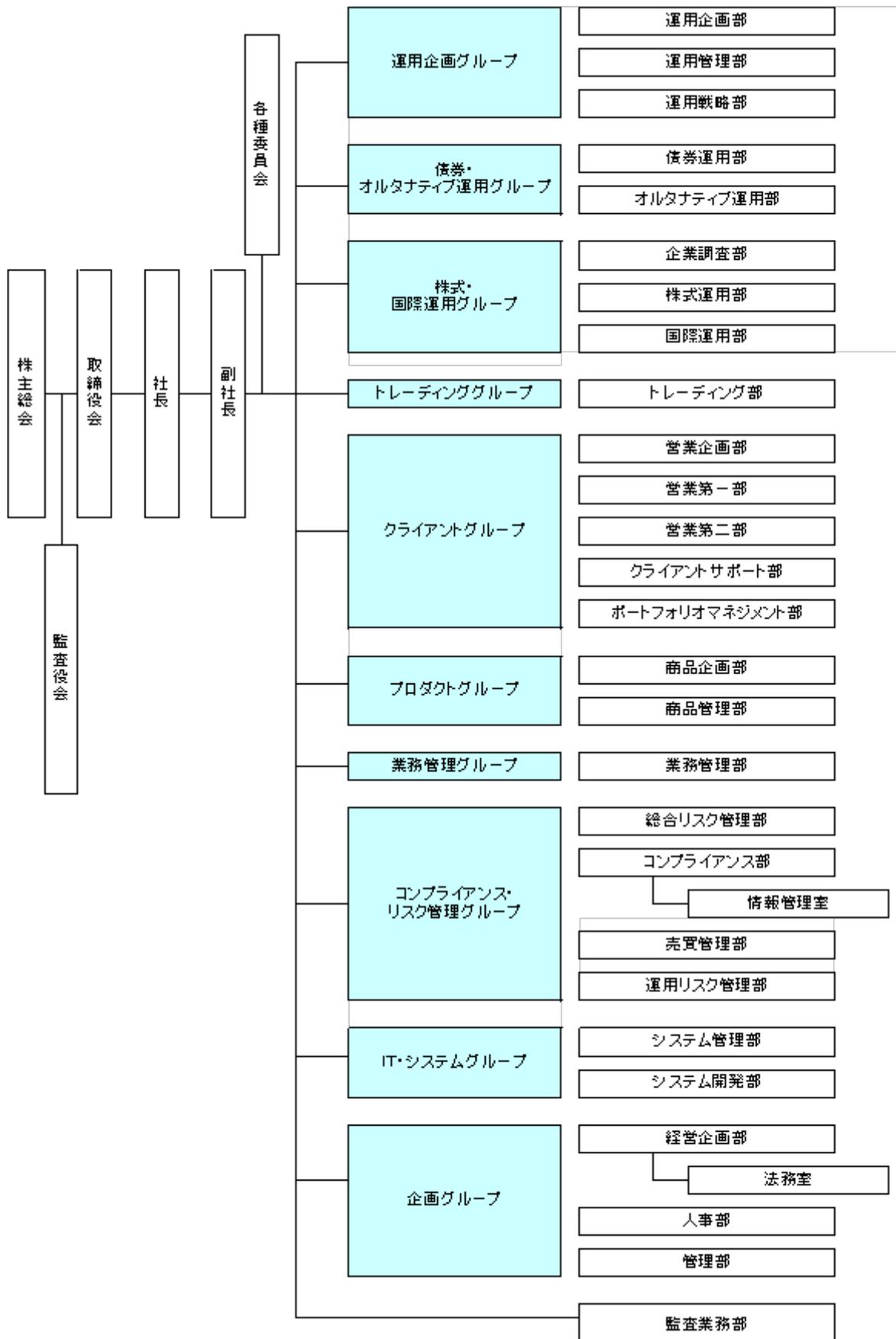
<訂正後>

(1) 資本金の額

（略）

(2) 会社の機構（平成24年11月末日現在）

会社の組織図



## 運用の基本プロセス

### 1 運用に関する会議および委員会

#### a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または各運用グループ長が指名する各運用グループの役職員が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

#### b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

コンプライアンス・リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、コンプライアンス・リスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

## 2 運用の流れ

（略）